

令和2年第11回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和2年11月30日
- ・ 会 場 豊里公民館大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和2年11月30日(月) 午後2時から
豊里公民館1階大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 54 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 55 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 56 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 57 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 58 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 6) 議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 64 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 65 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 9) 議案第 66 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 67 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年11月30日	開会場所	豊里公民館大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年11月30日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和2年11月30日(月) 午後2時30分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	欠員	—
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	欠
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	欠
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	出	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
参 与	産業振興部 部長	飯野 勇人			
	産業振興部次長兼農業振興課長	杉本 公明			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	局 長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和2年第11回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	本日は、委員24人中、24人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告いたします。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号14番、議席番号15番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
		議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第54号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第58号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
	議案第63号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書20ページ、議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 この件に関して、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
	議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。	
議案第64号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書41ページ、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 これについては、まず事務局より説明を求めます。	
	事務局	はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。 議案書41ページ、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番になります。 こちらにつきましては、令和2年4月の農業委員会総会で不許可としたもので、その後埼玉県に審査請求が提出された結果、処分取消しの裁決となったため、本日再審査するものとなります。	

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	<p>まず、本件についての経過を説明させていただきます。</p> <p>令和2年3月25日に3条申請が提出されました。そして4月14日に職員による現地調査が行われました。その後、4月21日に地区委員及び事務局職員によるヒアリングが行われ、現地調査及びヒアリングの内容を総合的に判断し、譲受人の農地は耕作は行われていたが、農地法上の世帯員等に当たる兄の農地において、確認できる限りで平成4年頃から無許可で自動車置場や事務所等に利用されていた農地がありました。こうした状況から、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用できないと見込まれたため、農地法第3条第2項第1号の全部耕作要件に抵触するとの理由によりまして、4月30日の農業委員会総会において不許可と決しました。</p> <p>その後、7月2日に譲受人から埼玉県へ審査請求書が提出され、審理委員による審理手続き及び行政不服審査会への諮問の結果、本件審査請求に係る処分を取り消すとの判決がなされ、この判決に基き、本日農業委員会総会で再審査を行うことになりました。以上が本件についての経過となります。</p> <p>次に、埼玉県より届いた判決書の内容についての説明をさせていただきます。判決書の結論は、本件審査請求に係る処分を取り消すとなっております。これは、不許可処分を取り消し、3条許可申請書を提出した時点で遡り、再審査をするということになります。判決の理由としましては、3条許可申請を不許可としたことを申請者に伝える不許可処分通知書に記載した不許可理由を、農地法第3条第2項第1号に該当するため許可することはできないと農地法の根拠条文に記載したのみで、具体的な処分理由の記載がなく行政手続法第8条第1項が求めている具体的な不許可理由を記載していないので、理由の提示としては不十分であるという内容でありました。また、違反転用農地を相続した兄の世帯員要件につきましても、世帯員と判断する理由を具体的に示す必要がありました。</p> <p>最後に、本日の再審査にあたっては、これらの点を充分踏まえて審査をする必要があるため、改めて不許可とする場合には、具体的な不許可理由が必要となるということになります。</p> <p>以上事務局からの説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		議長	<p>はい。ただいま事務局より説明がありましたが、本件を含め一括で審議させていただきます。</p> <p>質疑はございますか。</p> <p>(議席番号13番、挙手)</p>
		議長	議席番号13番、お願いします。
		13番	具体的な処分理由を明記した場合はどのようになりますか。
		議長	事務局お願いします。
		事務局	<p>今回の総会において、もしまた、こういう理由で不許可ということであれば、当然不許可ということで相手方に交付いたしますが、また相手の方からは不服審査なり今度は民事訴訟なり、そういう手段が行われる可能性があります。</p> <p>皆様にお配りしている資料の中の参考のところになるのですが、2枚目のところですが。農地法3条2項1号の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合、ということ</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会			<p>該当させたということなのですが、この項目だけではダメということで、これが再審査してこういう状況になっているのでこれを適用したという具体的な理由を書いて示さないと不許可にすることはできないということになります。</p>
議		議 長	<p>よろしいですか。 処分取消しということで、今回審査会で不相当だと、相当ではないということで、じゃあもう一回ここでリサーチして、具体的な説明をして再度不許可相当で仮に出したとする。そうすると今度は先方より、代理人を通して納得はできないと。じゃあ、裁判しようと最終的にはそうなります。そうなった時に、勝ち目はあるのかという話と、農地法上の問題と行政不服審査上の問題、民事の問題といろいろ絡みがあります。具体的に、うちの方も弁護士等を含めていろいろ相談した結果として、これでもう一回勝負するかといったときに無理があるかと。県の審査委員についても、県の職員がなっています。そうすると改めてどうのこうのやった時に、具体的にじゃあ深谷市が言うような内容で通せるか、押し切れるかというようになったときに、大変無理があるかなと。私見ですがそのように思います。この後は、事務局長から話をしてもらいます。</p>
進		事務局長	<p>はい。それでは、参考の農地法の条文をご覧いただきたいと思いますが、農地法第3条第2項になるのですが、「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。」となっております。次の各号というのが赤丸がついている1号から7号までですね。この1号から7号に該当するという事実を具体的に示せば不許可にするということになります。前回4月の段階では、1号で全ての農地を効率的に利用できないということで不許可処分にいたしました。このときは、先ほど事務局より申し上げましたとおり、申請者の兄が相続した農地が駐車場等になっていまして、容認できないということで不許可にいたしました。その背景にはですね、この兄弟のおじいさんが持っていた農地だったわけですが、この農地は平成4年頃から駐車場として一部利用されておりまして、昨年7月におじいさんが亡くなったことにより、違反している農地は兄が、違反していない農地は申請人の弟が引き継いだ形になりました。ヒアリングの際に、申請人の言い分というのは、兄の方だけ違反していて、自分の方は違反していない農地を相続したのだから農地は買えるはずだということでした。そのとき、農業委員さんと事務局の考え方としては、確かに今はあなたが持っている農地は違反していないけれども、あなたもずっと農業をやっていて、兄が農地に車を置いているのをわかっていながら見逃していた、と。その見逃していた人が、これから真面目にやりますと言っても、とてもじゃないが信用できません、ということで不許可ということにいたしました。そうしましたら、先ほど申しましたとおり審査請求が生まれて、違反している農地はあくまでも兄の農地なので、自分がいくら片付けたくても兄の所有する農地なのでどうしようもないのだと。今自分が持っている農地は、ちゃんと耕作をしていて、これから真面目にやるのだから農地をもらってもいいじゃありませんかという言い分だった訳です。それで県の審査会では、現状ではこの申請人の言う通り、申請人の持っている農地はきれいに耕作されていて、過去はおじいさんの持っていた農地なのだから、申請人には関係ないのではないですか、ということになってしまいました。私どもとしては、もしこれが皆様の考えで不許可ということになったらもう一回不許可でも構いませんし、許可することになりましたら、違反しているのは兄の方なので、兄に対して農地をちゃんと農地として使うように自動車をどかしなさいというふうに、厳しく指導していくしかないのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
行			
状			
況			

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議長		<p>ただいま、局長より話をさせていただきました。非常に扱いづらい案件です。白か黒かつけざるを得ない時にグレーゾーンで非常にグレーの時に、感情論だけでなく、今までの経過のなかでいけばおかしいのではないかと。最終的には判断基準が審査会で一応制度的に同一世帯で同一家族でやっているわけではないし、違反があるのは兄であって弟は別だろうという論理でいくと、どこまでいっても平行線かな、と。今回農地法上の範疇の中で読み取れない部分については、私の主観ですけれど、県は逃げたのかなと。審査された方々は農地法上の部分についてはあまり触れていないのかなという感触はあります。あとは、先ほど事務局長が申し上げたように、皆様にご意見を出していただき、審議いただくということです。</p> <p>(議席番号24番、挙手)</p>
	24番		<p>弟の方については、それは仕方ないかもしれないけれども、兄の方の、車を置いてある状況は今も変わらず、全然動かさずともしていませんよね。その辺はどのようになるのですか。</p>
	事務局長		<p>はい。これはまず、農業委員会として注意をします。その後、市長にこういった違反の事例があるということで報告し、市長の方から車を撤去するように勧告を出します。それでも改善がみられない場合、今度は車を撤去するよう命令書を出します。それでも変わらない場合は、国の事務処理要領によりますと、警察に言って、警察の方に起訴するかどうかを預けてもいいということになってますので、最終的には、警察に相談して、農地法違反があるので摘発してくださいというふうに相談する形になると思います。</p>
	24番		<p>弟の方は、認めてもしょうがないけれども、兄の方については、徹底的にやるべきなのではないですか。</p>
	議長		<p>今、事務局長が説明したとおり、基本的にはおっしゃる通り、やれることは勧告で、そして最終的には罰則規定をもった警察へということ、今の制度のなかではこういった流れになるということでこれ以上のことは無いのです。徹底的にといった時に、手続きについては、皆さんの合意がいただければ進めていきますということです。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
	議長		<p>よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、事務局長が説明いたしました通り、粛々とこういった形で進めて参ります。ご了承いただければと思います。</p>
	1番		<p>そこで一つ質問があります。</p>
	議長		<p>はい。1番どうぞ。</p>
	1番		<p>今の件についてはですね、11月の15日に地元の農業委員、我々の地元ですからよく審議しました。裏の裏をかいた作戦です。この農地を、5反あれば、ついに贈与を受けるのです。</p> <p>そういうことで、ヒアリングを我々就任以来、農業委員会でやっていますけれども、お願いなんですけれども、農業振興課の方で新規就農者に対しては、助成金が出たりしています。5年間満了してきちんとやっている人もいます。やってない人もいる。この人も新規就農者になるのです、5反を相続すると。今度は次の段階で贈与を受けるのです。そういうことがありますので、我々ヒアリングはするのだけ</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会			ども、新規就農者に対しての助成金とか、その後の追跡については我々ヒアリングだけはするのだけれども、全く後のことはわかってないのです。どういう悩みがあつて5年間ちゃんと任期満了して現在もやっているというのがわからないのです。ぜひ、農業振興課の課長さんが来ていますので、その辺のところ、我々の任期中だけでもいいので、そういうのをデータを出してもらって、そういう人たちが、新規就農者が、どういう悩みをもってできないのか、何が原因でできないのか、そういうことも精査する必要があるのかなど。この人についても、次の段階では新規就農者になるわけです。そういうことを含めて、ぜひその辺のところを明白にさせていただきたいなど、ひとつお願いします。よろしくお願ひいたします。
議		議 長	1番からの申し入れですので、ひとつ農業振興課お願いします。
		農業振興部長	基本的に新規就農者は全部追いかけています。ちゃんと営農しているかどうかというのは、追いかけて行って駄目になればそれは外してしまいます。補助制度という部分については、全部追いかけて確認してやっています。
進		1番	その報告をぜひ。農業委員会はヒアリングをしているだけで、全く経過を知らされていないので状況がわからないのです。それは私だけではないと思うのです。農業委員全員だと思います。今までそういう報告はなかったですから。どういう理由でできないのかっていうのを追いかけているのはわかりますが、それを我々にも教えていただきたい。次のヒアリングに活かしていきたいと考えているので。
		議 長	情報提供ってことですかね。
		1番	はい、そういうことです。よろしくお願ひいたします。
行		議 長	補足させていただくと、認定農業者となって、国から補助金をもらえるっていうのは、そんなに簡単ではないです。というのは、点数制で私も何件か評価委員をやってきたのだけれども、○×△□の採点で、花丸がつくのは何件あるかといったら結構難しい。本気でやって大丈夫っていった時に、逆算が必要なんですね。生活費がいくらあれば生活できるのか。じゃあ、今のベースで配偶者がいて子供がいて1馬力でやっていくとなった場合、5反やっていく。芋を作って、ほうれん草を作って、小松菜を作って、ネギを作って売ったと。それで手取りが102万円だったとすると、食べてはいけません、はっきり言うと。そのぐらい、どうするのかといった場合、150万の補助金があるよっていった時にやっぱりハードルが高い。逆なんですね。中途半端でやるのならやめた方がいいよ、と。戦略的に、こういうやり方をやっていけば食べていけると自信のある人は一生懸命で稼いできています。収支計算、逆計算ができないとやっぱりやっていけない。これは経営ですから。
状			というところで、他にございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
況		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。

会 議 件 名		て ん 末	
議	議案第65号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書44ページ、議案第65号「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
進	議案第66号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書45ページ、議案第66号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
行	議案第67号 「相続税の納税猶予に 関する適格者証明書の 発行について」	議 長	次に、議案書48ページ、議案第67号「相続税の納税猶予に 関する適格者証明書の発行について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
			「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
			「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
状		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び 議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上をもちまして、令和2年第11回定例総会を閉会いたします。
況			